

厚生委員會議錄第十五号

昭和二十七年三月二十日(木曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 大石 武一君

理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君

理事四郎君 理事金子興重郎君

理事岡 良一君

新井 京太君

田中 元君

松永 佛骨君

柳原 三郎君

堤 ツルヨ君

寺崎 覺君

出席國務大臣

厚生大臣 吉武 恵市君

出席府委員

(總理府事務官)

(恩給局長)

三橋 則雄君

(厚生事務官)

(保險局長)

久下 勝次君

委員外の出席者

厚生事務官(保險)

局船員保險課長

中村 隆則君

專門員 川井 章知君

專門員 引地亮太郎君

專門員 山本 正世君

三月十九日

未帰還者及び留守家族国家補償に關する陳情書(直方市議會議長佐田徳一)(第九一九号)

戦争犠牲者に対する国家補償に關する陳情書(鹿児島県遺族会連合会會長大久保兼重)(第九二〇号)

遺族補償に關する陳情書外一件(塩釜市宮城黒川地方聯合遺族大会代表

武藤運三郎外一名)(第九二一号)

戦傷病者、戦没者遺族等援護法案改正の陳情書(長崎県議會議長岡本直行)(第九二二号)

新潟県民の医療保障に關する陳情書(北越電化工業労働組合長高橋宏三)(第九二三号)

厚生省業務局存置に關する陳情書(日本製薬団体連合會會長垣野義三郎)(第九二四号)

同外二件(社団法人山梨県薬剤師協會會長五味寛光外二名)(第九二五号)

同外二件(静岡県医療業組合長近藤伊平外二名)(第九二六号)

戦没船員の遺族援護に關する陳情書(長崎地区戦没遺族、在港船員合同大會議長倉原茂包)(第九四五号)

この船員保險でございますが、御承知のように、船員保險は、海上に働いておられる船員の保險を一本にいたしまして、いわゆる保險体制として一本法律として完成した形になつておるのであります。現在この船員保險の制度の恩沢に浴しておりますところの船員は幾らあります。

○中村説明員 船員保險で普通保險と失業保險に員数をわけて考へておるのでございますが、これは二十六年十一月現在の数字でございますが、普通保險におきまして十四万一千名でございます。それから失業保險の適用におきまして九万六千名でございます。九万六千名の数字は十四万一千名の中に含まれております。

○金子委員 これは大体、法による船の大きさに準拠したものの範圍だと思ひますが、そのほかに、広義におきまして二十トンの船員といふことになりまして、二十トンの船に、ことに漁船あるいはその他の海上民間業に勤務してある船員があると思ひますが、そういうもののトータルは一体幾らになつておりますか、お調べがありますか。

○中村説明員 船員保險の適用は、船員法の適用を受けるものと範圍を同じくいたしております。従つて船員法が二十トンの船には適用がございませんで、現在私の保險で扱つております関係上、数字をちよつとここでつかみにくいのでございませう。

○金子委員 そういふふうな考え方でありまして、法律の審議に非常な

いろいろの問題が出て参るのであります。あの方も同じ船員として船に乗つて、そして国家の生産なり、あるいはその他の仕事に當る。従つてトン数が少いから危険率がないとか、あるいは勤勞の価値が違ふとかいふものであります。そのときに、ただなま法律がわくをきめますので、あなたの方

が、わくの中はわかつておるが、ほかのことは知らぬというやうなことで、国民全体に向つての政治という観点から行きますと、これは意味をなさなくなつて参ります。従つてこのことがおわかりにならなければ、これはもちろん農林省関係になるから、おれの係じやないといふことになりまして、私もこの問題に對して今数字を研究中でありますからして、あなたの方

もただセクションの中で物を考へないで、船員といふものを取扱うならば、もつと全体の問題に對して、省が違つておる日本人なんです。日本国の中なんだから、調べて、これは後日でよろしうございましてからお知らせ願ひたいと思ひます。

それでは、この法律は、船員に關する失業保險の問題は、特殊性を認めておるやうであります。その他の問題につきまして、陸上の保險と均衡がとれないから、それを均衡をとつて行くといふやうな点だけが改正の要点だと思ひますが、そう承知してよろしいのですか。

○久下政府委員 失業保險につきまして、陸上の保險と、たとえば最高日額

等が違つております。これを合せるやうにいたしましたのでございますが、そのほか適用除外の点につきましても、精神におきましては、大体陸上と同じやうにいたしております。その他の標準報酬の改正につきましては、むしろ一般の健康保險とは違ひまして、最低額、最高額をそれ、一般の健康保險よりも高いものにいたしてござい

ます。この方は今の仰せとは違ひまして、海上の特殊性によりまして、船員の給與の実態に即するやうに改めた次第でございませう。

○金子委員 それでは事務的な質問はそれだけにいたしまして、大臣にお考へをお聞きしたいのであります。ただいま説明員が私の質問に答へようとしましても、知が違つてから答へられないといふやうに、同じ保險局長がやつておるながらも、国民の各階層の保險というものが、役所の一つのセクションによつて動いてゐる。それからもう一つは、その役所を中心にしての国民層というものの政治的な力、あるいは政治的な認識のいかんといふものが、いつも大きく働かしまして、今度の船員保險法の改正も、陸上の保險と合わないから、それを合せて行く。また一方、政治力の強いものが出て、それに合わないものは改めて行くといふやうなことで、今日まで何回か改正されて、たしか一昨年も改正したと思ひますが、給與が足らなくなり、たとえば俸給の基準のとり方が低いといふことになりまして、法律を改正して、基準の

第一類第八号

厚生委員會議錄第十五号

昭和二十七年三月二十日

高いところに合せて行く、その足らず前は結局国費で持たなければならぬというところが、いつも組織的な国民層には行われておるのであります。現在でも、私の調べたところによりますと、共済の失業保険や何かの問題を除きましても、昭和二十七年の予算を見て、公務員は国費が一人当り五万二千百數十円になつておる。船員に対しては一人当り使つて国費が二千三百八十円になつておる。そして一般の国民は、国民健康保険というたつた一つの残されたいわゆる疾病の問題、養老の問題、失業、業務上の災害、この四つに給付の内容をわけましたときに、その中の疾病の問題だけしか国民健康保険の給付の対象になつておらない。しかも加入しておる人だけを集めての数字を見て、一人当り百二円にしかなつておらない。こういうふうな不均衡がますます増大して参るわけなのであります。そういうことについて、この前に私が大臣にお尋ねしましたときには、制度が違ふのだからしかたがない、商売が違ふのだからしかたがないというところに近い御答弁であつたのであります。この法律を改正されるにあたりまして、なおそういう考え方でこの法律を改正されるのかどうかという点に対して、御所信を伺いたいと思ひます。

○吉武国務大臣 これは前に予算委員会のときにも金子さんの御質問がありまして、私申し上げましたが、実はこういう社会保険の制度につきましては、沿革ももちろんございしますが、起りというものがそれ／＼ございします。健康保険は、最初は業務上は全部事業主が負担すべきものである、それから私病は労働者が自分で負担するといふことでありましたのを、それを合せて健康保険という制度が発達して来て、そのかわり負担は事業主と労働者と双方が負担して行くといふことで発達して来ておるわけでありまして、船員保険につきましても、同じようなことでありまして、国民健康保険の方は、地域的に住民がお互いに保険によつて相互扶助をして行くといふところから、発達して来ている。これを根本的に全部一体化して一本で行くといふことも、一つの考えでございしますが、それは非常に大きな変革、考へ方を根本的に改めるということになるのであります。目下のところは、私といたしましては、やはりそれ／＼の保険の特性に基いて行くといふ以外にないのではないかと。ただその際に、保険の間に非常なアンバランスがあることはよくないことではありますから、健康保険の分も、船員保険の分も、それから陸上の失業保険の分も、海上の失業保険の分も、それ／＼同じ考え方で進んでおります。国民健康保険の方は、つまり雇用主と雇用される者という関係とは、全然別の形でござい、一つの社会保険ではございすけれども、根本の考え方が違つておりますので、これを一つにしようといふには、私はまだちよつと考えが及びません。

○金子委員 私の今申し上げたのは、一つにするかどうかという点に對して、あなたの意見を求めているのではございません。歴史的な発展の過程が違ふことも、私、重々承知してあります。しかしながら、あなたは、政府の雇つてゐる人間は政府が出すのだ、工場主の雇つてゐる工員に対しては、半分は工場主が負担するのだ。けれども、一般の国民はそういうことがないから、やむを得ないのだとおつしやるけれども、それならば、それはそれとして、国費がどういふふうに相違があるのかというわけか、雇い主が出すのでなく、国の予算からこの事業に對して支出している金額といふものが、非常な相違があるのじやないか。この問題が相違があることが正しいと思ひますか、ないことが正しいと思ひますか。

○吉武国務大臣 その点よくわかりました。一本にするというわけじやなくて、国の負担の問題を取上げられておられますが、その点になりますと、健康保険につきましても、それから今の船員保険にいたしましても、負担は大体労使双方が負担するといふ建前で、事務費だけを国が負担している。しかも大きい健康保険組合等になりますと、それは双方がやつて、政府管掌の分を政府が事務費を負担している。国民健康保険の方も、事務費は国庫が全額負担している。ただ国民健康保険の経済は、お話をございせんけれども、おそく金子さんのお気持では、現在の国民健康保険の経済というものが、雇用主の負担というものがなくて非常に苦しいという点、これは私も承知しております。庶民階級だけでやつてゐる保険でありますから、非常に苦しい点もございすけれども、健康保険やその他の船員保険は、国が負担をして援助しているといふことでなくて、事務費は国が負担する。これは健康保険に對しても同様であります。

○金子委員 局長は、今そこで何かおつしやつていたようですが、局長にお聞きいたします。はつきりその数字を出したことがありますか。その階層別の一人当りの国費がどういふふうに使われているかといふことについて、局長はどういふふうに考えられますか。大臣の答弁では、同じだといふように答弁しておられますけれども……。

○久下政府委員 大臣から申し上げました通り、国費の負担につきましても、各保険とも全額事務費の負担をするということになつております。ただこれを具体的に被保険者一人当りの経費に換算して参りますと、数字が違つておきます。この点は御指摘の通りでございまして、事務費をちよつと取上げましても、実は健康保険については、政府管掌の健康保険の事務を取扱つておられます国及び地方庁の現在の職員の人件費が主でございまして、それを国から全部負担する建前にしてございまして、これを被保険者一人当りで割りました、同額を一般の健康保険組合に出すというふうな計算の仕方をいたしてゐるわけでございます。国民健康保険の方につきましても、各国民健康保険をやつておられます保険者から実績をとりまして、これに基きまして財務当局と予算の折衝をして、一定の事務費の金額がきまつて来るわけでございます。その辺でやり方が違つておりますので、被保険者一人当りに割当てて参りますと、金額が違つて来るのでございす。その他の点につきましても、たとえば年金保険や船員保険の長期給付の国庫負担につきましても、率は同じでございまして、これは結局は各保険の被保険者の標準報酬の差異によりまして、国庫負担の額が違つて来るわけでございます。そういうふうに御了承を願ひます。

○金子委員 私はそんな法律に準拠したやり方の問題をお聞きしているのじやない。要するに、同じ国民として、国家の各種の社会保険の制度がある。そのときに、職業が違ひ、立場が違ひ、ために、その制度から来る、あるいは雇い主が出すとか、だれが出すとかいふ特別の條件を除いても、同じ国民に對して国家が社会保険といふものをい／＼な形においてやつてゐるが、その場合に国民の受ける方の立場に對して、国家の支出を差別待遇することになるか、現在では差別待遇になつてゐるのか、なるのがあたりまえであるのか、ならないことが望ましいのか、その点をひとつ具体的に御答弁願ひたい。

○吉武国務大臣 これは先ほど申しましたように、こういう社会保険的なものでございまして、事務費は国が持つと、ちよつと違つておるのであります。その事務費が、各種の保険について、御指摘の通り差があるかもしれませぬ。事務費が全部同じ事務費であれば、私は同額であるべきだと思ひます。事務費の内容が違へば、その事務の費用によつて、それは非常にぜいたくな事務費を認めるということであらう、これはいかぬと思ひますが、しかしどうしてもこれだけの事務費がかかるという点になれば、それを国が負担した場合に、一人当りに割つてみると、一人当りの負担額に差があるといふことはやむを得ない。一人当りに補助するのではないのであります。

○金子委員 よくわかりました。それでは大臣は、今の制度はどうにもならぬ。そこで、事務の組織が違ふから、

不均衡ができて、事務費のかかるような組織については、国費がよいいつてもしかたがない、受ける方の立場から、社会保険制度に対する国費の受け方がどんなに不均衡であつてもやむを得ないということと了承してよろしくうございませうか。

○吉武國務大臣 さようでございませう。

○金子委員 それでは厚生大臣は、今全体的な社会保険が大きく取上げられている現段階においても、今の職業階層において、ただ名目的に性質が違ふ、だから、これは現在のことをそのまま容認して行くよりほかにいと承知してよろしくうございませうか。

○吉武國務大臣 今のところしかたがないと思つております。

○大石委員長 菊田アサノ君。○菊田委員 今回船員保険法の一部を改正することになりまして、従来標準報酬の最低が三千五百円であつたものを四千円におおげになることになつたわけですが、この四千円以下の給料をもらつて乗船している人達、船員といふものは、私はこの船員保険法の適用されるものが相当小さい船まで及んでいふと思ひますが、相当数あるのじやないかと思ひますが、大体四千円以下の給料をもらつてゐる人で、この保険の適用を受ける人がどの程度あるかというところをまずお聞きしたい。

○久下政府委員 私からお答え申し上げます。現在船員保険法によりまして、標準報酬の最低額が二千円ということになつておるのでありますが、実績調査をいたしました昨年九月三十日現在の状況によりますと、二千円から三千円までのものがなくて、三千五百

円というものが最低、それが実績でございませう。それが今度は法律上四千円にするということでございます。それで数字を申し上げますと、昨年九月三十日現在の調査によりますと、三千五百円に該当いたしますものが、漁船部門におきまして八千七百八十八名、その他の船舶につきまして七千八百八名、合計一万六千五百九十六名と相なつております。

○菊田委員 そうしますと、これは四千円に引上げるといふことは、少し最低の基準が低過ぎるのじやないでしやうか。今お話をなつたように、一万何千人という人は、自分のとつていない給料のところまで標準を持つて行つて、やはり支拂いしなければならなくなつて来るということになると思ふのですが……。

○久下政府委員 その実情に基きまして最低をどこに押えるかといふことは、実は非常に前から昨年ごろから問題になつておつたのであります。船員側の主張としては、御承知の通り船員保険法に基きまして災害補償関係から申しますと、なるべく高いものを希望するといふのが、船員側の主張でございまして、そういう点からと、一つには、また保険料の負担——御指摘の点はその点だろふと思ひますが、保険料の負担の点からいいますれば、実績に即した低いものでいいはずだといふ、相反した議論があるわけですが、

いろいろと折衝いたしました結果、実はこの辺のところを押えるのが、現在の実情から申すと適當である。これはこの数字は先ほど申し上げました通り、昨年の九月三十日の調査でございませう。その後の状況によりまして、

ごく最近の社会保険審議会の船員部会におきまして、いろいろと議論をいたしました結果、四千円程度に押えるのが実態に即することであるといふ、労使双方の一致した意見でございませう。そういう点から、私もこれはこれを原案としたのであります。

○菊田委員 このたびの改正では、最高三千六千円と押えておいてなるのですが、三千六千円以上をもらつておる高級船員といふものも相当いると思ふのであります。この数字はどれくらいになりますでしやうか。

○久下政府委員 三万六千円にいたしますと、これに該当いたします者が、やはり先ほどの調査によりますと、これは漁船はございせんんで、大型船舶だけあります。千五百九十八名、三万六千円を越えます者は、全体の約二%くらい……。

○菊田委員 全体といふのは、船員全体ですか。

○久下政府委員 船員全体であります。

○菊田委員 大体船員全体の二%といひましたも、こういうきわめて高級な給料をもらつておる船員の方たちに対しては、標準報酬を上げるといふことは、さほど苦痛でもないと思ふのであります。現在の四千円、三千五百円といふような給料は、これはもう普通の労働者の——公務員でありますれば、標準の給料よりもずっと低く、自分と申すところの以上とこのところを標準を置いて、そうして保険料をかけるというところは、やはり非常にこれは問題があると思ふのです。どうもこういう改正に對しましては、私も

といひまして少しうなずけない点が出て来ると思ふのです。

次にやはりこれは結局今当局が考えておいてなるのは、保険経済をなるべく健全にして——今でも健康保険とか国民健康保険では、赤字で困つておるに、船員保険もなるべくいであつたので、船員保険もなるべく、そういうことのないようにという見地から、今度こういう処置をおとりになつたと思ふのであります。けれども、私どもはやはりこの改正を、ただいま申しました理由で、そのまま率直に賛成できないと思ふのです。

それから失業保険をもらふ人たちの規定でありますけれども、これは私きよう少し遅れて参りました。金子委員が御質問になつたことと重複するかも知れませんが、この船員保険法では、失業保険の給付を受けるのに、いろいろ制限がしてあると思ふのです。たとへば、季節労働者に対してはその権利を許さないとか、あるいは一年間のうちに六箇月も働いた者でなければだめであるとかいふような、こういういろいろ制限があるのでありますけれども、これはやはり現在といたし季節的な乗船をする人でありまして、特に農村あたりから小さい船に乗り込む人たちは、農村の現在の潜在している失業といふふうなものを考えますれば、陸では陸の仕事があるのだから、船に乗つてゐるだけという考えは、やはり失業保険といふものに対しては、私も私どもとして、どうもこれは現状にそぐわないと思ふのです。こういう点に對しまして、やはりもつと失業保険の制限の條件を緩和しなければならぬといふことに対しては、御当局はどういう御意見を持つておいでになりますか、承りたい。

○久下政府委員 失業保険の給付の制限につきましては、お話の通りいろいろ制限が加へられておるのでございませうが、この制限の内容は、実は海上の船員のみの特例的な取扱ひではないのでございまして、大体私どもの考え方では、陸上の失業保険と同じ場合の考へ方であるつもりでおります。従いまして、結論的に申し上げますと、船員だけの関係につきまして緩和するといふことも、失業保険の性質から申しまして、いかがであらうか。失業保険全体の問題としてお話をうなづかせることは、一つの行き方であらうとは思ひますけれども、緩和の仕方によりましては、また保険料その他に影響する点もございませうので、さうな点につきましては、今後検討してみたいと思つております。

○大石委員長 他に本案に対する御質疑はございせんか。——他に質疑もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。

次に、本案の討論に入ります。通告順によりまして金子與重郎君。

○金子委員 この法律案は、ほかの被用者保険と比べて不均衡があるから、これを是正するといふことが主なる問題であります。それにつけ加へた若干の改正でございませう。この法律案そのものについては賛成するのであります。ただ、私はこの際、希望條件をつけたことは、ただいま大臣の

お考えを聞きますと、今日日本にあり
ますところの各種社会保険の発達の歴
史が違ひ、動機が違ひ、また国民層が
違ひ、であるがゆゑに、いろ／＼の形
においてなされておる、今の段階にお
いては、根本的にのみならず、これを
どうしようというふうな考え方をもち
になつておらぬといふことでありま
すので、私の付しますところの條件
は、おそらく今の内閣においては取
上げに出来ないような立場であること
を承知の上で条件をつけることは、矛
盾のようでありますけれども、これは
私の信念でありまするがゆゑに、一応
申し上げたいと思ひます。

まず第一に、現在におきまして被用
者の立場にありましますもの、同じ船員
保険でありましても、一定のトン数以
下の船に乗つておる人たちはその恩典
には浴さない。同じ労働者でありなが
ら、雇用関係にない者はその恩典に浴
さない。また国家自身が、社会保険と
いう大きな形における根本的な社会保
障制度は、国家予算の關係上できない
といふながら、一般国民に對しますと
ころの、地方自治の貧弱な農村には、
市町村費自体を補助いたしまして、そ
うして保険をやるといふことになる
と、それは市町村自体が社会保険の一
線を打つて出でるということにな
る。貧弱な農山漁村に對しても、ある
保険な要請しなければならぬ。国は
全体的な予算がないから、全面的に物
を考へる段階でない。しかも、各階層
の国民の受ける立場から言ふならば、
非常に不均衡がある。この問題は、い
かに大臣お一人がそういうふうにお考
みになつておられます、ほかの方
方、国民全般が妥当だとは思われな

い。今までは、なるほどいろ／＼発展
過程におきましての相違はある。それ
は私も承知いたしておられますが、今日
この敗戦国が人間生活をする上に必ず
ついて参りますところの疾病や、失業
や、あるいは養老の問題、業務上の災
害、こういうふうなことにつきまして
は、できるだけ国民機会均等の形にお
ける社会保険制度なり、あるいは社会
保険の形における保障制度に近い制度
を革新的に考へなければならぬ段階
に入つておると私は信じておられます。

でありましまするがゆゑに、一つの理想を
掲げましても、その目標に達するため
に、もちろん国費の關係もございまし
て、一氣にやることもできないでしよ
うが、いろ／＼な社会情勢、その他の
国民各階層の利害關係といふものを考
慮いたして、逐次にこれを機会均等の
社会保険なり、社会保険的な社会保障
制度を確立するといふことが必要だと
信じておられます。こうした役所のセク
ションや、あるいは国民各階層の政治
的な力といふものにまかせることは、
政治じやない。声を大きく出さない
国民層の声を政治に取上げて、いかに
して国民総協力で、同じように骨折つ
て、同じように楽しんで、そうしてこ
の国を立ち上らせるかといふことが、
私は現段階の日本国民の、また政治の
とるべきことだ、こう考へておりま
す。従つて、本法案は技術的な問題と
して小さな問題でありますから、法案
そのものには私は反對いたしません、
この社会保険の問題を今後調整する
といふような機会ができましたときには、
ひとり船員保険のみならず、ほかの保
険においても、常に受ける立場の国民
階層において、一歩でも機会均等の形

において社会保険制度の確立を一日も
早くするというところに心がけていただ
きたい、こういうことを要望して賛成
いたします。

○大石委員長 岡良一君。

○岡(良)委員 ただいま御提出の船員
保険法の一部を改正する法律案につい
ては、現在の現実の情勢とにらみ合せ
ての事務当局の御苦心を了として賛成
をいたしますが、この機会に二、三の
希望を強く付したいと思つておられま
す。

この提案理由の説明にもうたわれて
おりますように、船員保険制度の合理
化並びに船員保険財政の健全化をはか
らんとするものであると言われており
ますが、今日までわれ／＼この委員会
が、しば／＼かかる理由のもとに保険
法の改正に當つて参つております。と
ころが、その場合、合理化がただちに
健全化であるかどうかという点におい
て、大きな矛盾を感じることがしばし
ばあつたことも、また事実なんであり
ます。今日、たとえば船員保険法の場
合におきましても、制度の合理化とい
うものは、被保険者の生活の実態に即
応するといふことが、あくまでも基本
的な原則であつて、財政の健全化をは
かるがための合理化といふものは、保
険制度そのもののあり方から見れば、
きわめて矛盾したものであるといわざ
るを得ないのであります。たとえば、
現行の船員保険制度におきましても、
今度の改正によつて標準報酬が引上げ
られます。一応他の保険制度ともなら
み合せて、われ／＼これを了とする
のであります、しかし日本の船員の
待遇といふものは、他の外国の船員の
待遇に比して特に著しく低いことは、

御存じの通りであります。従いまし
て、海員組合もその給與水準の引上げ
について、しば／＼相当強い要求を
出して、あるいは船主なり、あるいは
国に對しても、その要求を持ちかけて
いるのであります。ところで、どうや
ら多少のベイス・アップができた。そ
こで標準報酬を引上げる。そして失業
保険にいたしまして、あるいは疾病
保険にいたしまして、陸上労働者に
比べれば、いささか高い保険料率をも
つて保険料を徴収するといふことにな
れば、會員諸君、船員諸君の要求する
ベイス・アップには到達しない、低い
料率はそのままだにす置かれて、より
多い保険料を支拂うといふことは、こ
の改正が船員の生活の実質的な低下に
なるうとする危険もはらんでおること
は當然であります。あるいは失業手当
を與える場合におきましても、やはり
陸上並とは申されませんが、しかし船
員、特に小型船舶乗組員の実情にかん
がみましますときに、季節的な労働と
はいないながら、やはりその季節的な海
上労働から解放されたその翌日から、
はたして彼に仕事待ち構えてゐるか
どうかといふ、現実の海上労働者の海
上労働から解放された後における生活
の實際に即して、失業手当を支給する
といふような建前に持つて行くといふ
ことの方が、社会保険のあり方として
は正しいのではないかとと思ひます。

そういうような点から考へまして、
われ／＼は社会保険制度の確立という
立場において、今度の改正はともかく
といたしまして、今後厚生当局といた
されましても、そうした大きな観点か
ら、現に世界的趨勢にある福祉国家の

建前という方向に向つて、現行保険制
度に對しましては十分なる留意を希望
いたしたいと思ひます。特に船員保険
法は、次の二点においてきわめて重要
な意義をわが国の社会保険制度にお
いて持つております。その第一点は、他
の保険制度と違ひまして、船員保険法
におきましては、厚生年金保険も疾病
保険も失業保険も統一され、総合され
た姿において運営されておるといふ
ことは、将来に予想される社会保険制
度への一つのテスト・ケースを示すも
のであつて、これに對しては十分に政
府としても、文字通りその運営の健全
のために層一層の御努力が願ひたいの
であります。特にまたわが国が独立
日本となりまして、経済的な自立の
裏づけがなければなりません、貿易の
振興にまつておるものであります、か
かる現状から考へましても、今後にお
ける船員の使命といふものは国家的に
も重要なものを期待されるのでありま
するから、これらの船員が、こうした
総合的な社会保険制度のもとにおい
て、十分安心をしてかつ喜んでその業
務に服し、貿易国策の第一線に働き得
るがごとく保険法の確立という方向に
向つて、今後とも政府当局の一段の御
努力を希望いたしまして、私の賛成意
見をいたす次第であります。

○大石委員長 刈田アサノ君。

○刈田委員 共産党といたしましてこ
の法案に賛成できない理由は、先ほど
の私の質問に徴しましても明らかでござ
いまして、このたびの改正は、逆に
船員の生活の圧迫になる、特に下級船
員に對しましてはその感が深いといふ
ことと、当然実情に即して検討しなけ

ればならない失業保険の問題に對しまして、まづたゞこれが考へられてないという点をもちまして、私どもはこれに反對いたしたいと思ひます。

○大石委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより船員保険法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○大石委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたされました。

なお、議長に提出する報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、そのように決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

午前中の審議はこの程度にとどめ、休憩に入ります。午後は一時より理事會を開きまして、その後援護法案の審議を續行いたしたいと思ひます。

午後三時四十分開議

○大石委員長 休憩前に引き続き會議を再開いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法案を議題といたします。

まず本案審査のため、来る二十五、二十六兩日の公聴会の公述人選定の件についてお諮りいたします。本件に關しましては、現在すでに委員長のもとに百通余りの申出書が届いており、先ほどの理事會で皆さんと協議いたしましたのでありますが、公述人となるための申出の締切りは、案のところ明二十一

日になつておりますが、先ほど申し上げました通り、現在までに相当数の申出が参つておりますので、一応本日公述人の選定をしておき、後にまたどうしても公述人に選定したい方等がございましたら、追つて協議決定いたしたいと思ひますから、以上御了承を願ひます。

それではお諮りいたしますが、青木秀夫君、佐伯藤之助君、關口勳君、中川廉君、陰山壽君、高木三郎君、村島喜代君、任都栗司君、藤村益藏君、大井秀雄君、鈴木富太郎君、佐藤信君、藤田美榮君、森田忠平君、浦田博君、武田清子君、末高信君、以上の諸君を本案審査のための公聴会の公述人に選定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○大石委員長 御異議もないようでございますから、以上の諸君を公述人として公聴會に出席していただくべく、所要の手続をとりますから、御了承を願ひます。

次に本案についての質疑を、前會に引續いて通告順に許可いたします。堤ツルヨ君。

○堤委員 それでは順を追うて大臣に御質問を申し上げます。今まで御質問になりました青柳委員の御質問に對しまして、もう一つ、私たちは納得が参りませんので、重ねてはつきりと御答弁を承りたいのでございます。大臣の御答弁では、恩給法復活の問題に關して、恩給法特例審議會を設けて、妥協な意見を出し、しかる後に考えた。従つて現在出されておりますところの戦傷病者戦没者遺族等援護法案に對するこの処置は、私の今までの質問に對しましても、二十七年年度限りのもの

のであるか、あるいは二十八年年度以降もそのまま存続をして行くものであるか、そのところはまだはつきりしてないというところを言われておるのであります。しかも青柳委員が重ねてたび／＼御質問になりましたように、公債で支拂われます一時金の五万円といふものは、恩給法の復活後これをすりかえた場合には、何らこたわらない性質のものであるといふことを、実は言つておいてはなつたと思ひます。大いですが、これを臨時的な本年限りのものとしてお考えになつておるか、あるいは二十八年年度からは今までお答えになりましたように、恩給法特例審議會の結果を待つてすりかえるものとお考えになつておるか、そのところをもう一度、はつきりしないようでございますから、御答弁を承りたいと思ひます。

○吉武國務大臣 この援護法は、御承知のように、元恩給があれば、遺族に對しましても、傷病軍人に對しまして、恩給でそれ／＼の扶助が行われてゐるわけでありまして、ところが、それが停止されておる。そこでわれ／＼はこれを放置することができないから、恩給の問題を待たないで、ここに援護として乗り出したわけでありまして、それで恩給はどうなるかといふことになりましたが、この恩給は一応一年延期になりました。その間に審議會をつくつて、審議會の意見を聞いた上で、こゝういうわけでありまして、そこでかりに來年度から恩給といふものがどういふ形になつて出るか、これは審議會の意見をまたないと、私はわからないと思ひますが、そのういふふうになれば、これが二重に出るということはないで

じようから、そこに切りかえられる。しかし、それは將來の問題ですから、審議會の意見が來年からやるつもりでやつたのが、來年でできないかもしれない。従つてこの法律は今年限りといふことも言えない。そうかといつて、これを毎年続けるかと言われまして、そのつもりでこれを出しているわけではなくて、恩給といふものは審議會に於けて検討するといふつもりです。將來のことでありまして、將來はつきり見通しがつき、確定するまでは、この法律は一応續くといふ建前でお出ざるを得ぬじやないか、かように考へておるわけでありまして。

それから、第二にお尋ねの公債の問題でございますが、これが恩給に關係があるかないか、こゝ言われるのです。これは審議會でどういふふうに取り上げられるか、その審議會の答申をまつて政府が処置することでありまして、初めから五万円出したものは、恩給に於て影響をさせるのだといふつもりで、もちろん出してゐるわけでもありませんが、影響があるかないかといふことは、將來審議會で検討される問題であり、將來の問題であります。一応ここにしておきますのは、援護として一時金と年金といふものを考慮して出してゐる、かように申し上げておるわけでありまして。

○堤委員 大臣のこの法案をお出しになりました気持は、よくわかるのであります。が、い／＼な角度から検討いたしまして、これは臨時措置的なものであるといふことをお認めになるのには、大臣は御異議ございませんか。

○吉武國務大臣 私は新しい制度ができるまでは、臨時とは言えないのでは

ないかと存じます。およそ將來にいろいろな問題が出て來るでありまして、う。しかしそのときに、今年改定になるか、一年後に改定になるか、一年半になつて改定になるかわかりませんが、とにかく將來の問題はつきりしない限りは、臨時といふわけに行かないのではないかと、この考へておるわけでありまして。

○堤委員 この間の大臣の提案理由の御説明の最後に、これがため必要な法的措置として恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案、これを今國會に提案したいと考へておられますといふことを、はつきりこゝでおつしやつておいてはならない。それが都合によつて一年延びるか、あるいはさらに二十九年度になるか自信がない。今御答弁になりました大臣のお言葉と、この提案理由の中に書いてある言葉との間には、大きな違ひがあるのでございまして、この点、大臣どちらがほんとうでございしますか。

○吉武國務大臣 國會に出すといふのは、恩給法を出すといふ趣旨ではございません。これは内閣の方から出る法律でございますが、さしあたり來年の三月末日まで恩給の停止を続けるという法律が出るということでありまして、恩給法が出るというのではございせんので、誤解のないように願ひたいと思ひます。

○堤委員 大臣は、次の法案が出るまでは、これは臨時措置的なものと見られたいといふふうに、たゞいま御答弁になつたのでございまして、われ／＼遺族の要求もございまして、今までもじめに検討して参りました結果から申しますれば、大臣自身も、はなはだ不満

きわまるもので、まことに申訳ないというところを、たび／＼おつしやつているのでございしますが、この法律の建前でなしに、内容から見ましたときに、遺族としましては、あくまでも臨時措置的なものであつて、もつと完全な予算において、もつと完全な法律を来年度からは——たとえば今年の補正予算の中にも組んでおきたいことをうたわなければ、われ／＼委員としても納得が行かないのでありまして、戦傷病者遺族等援護法案といたつてございすけれども、これ等に対する臨時措置法案といたすべきがほんとうではないかと思ひます。この点、法の建前からではなしに、内容の問題、財的な裏づけの見地から、臨時措置的なものとお認めになるお見込みはございませんでしようか。

○吉武國務大臣 お話のように、私は今度の予算的措置は、決して十分なものとは考えませんが、はなはだ遺憾だと思ひます。しかしその内容は、財政に關係のあることでありますから、財政の充実をまつて内容の充実をはからなければならぬと、私は思ふのであります。しかし、それはどの法律にも共通した問題であることでありまして、たとえば社会保障制度にいたしましては、現在の社会保障制度で十分かという、不十分な面もあらうかと私は思ひます。それは逐次財政の許す範囲において、改善されて行くべきものである。それでは、今ある社会保障のいろいろな法律も、みんな臨時法かという、これは臨時法とは言えないので、充実することは当然でありますけれども、一応制度としてはあるわけでありませう。従つて、今度の援護法という

のも、内容の充実をはかるべきこと、私は十分考えなければならぬと思ひますが、それだからといつて、これが臨時法というわけには参らない、かように考えます。

○堤委員 それでは大臣は、この法案は昭和二十七年のみに適用するということ、もしこの委員会の意向として私たちが主張いたしましたときに、これをお受入れになるつもりがあらうかが。

○吉武國務大臣 これは議會で御審議願うことでありますが、私の意見をお尋ねになれば、私としては、今年限りの法律ということとは好ましくないのではないか、かように存じます。と申しますのは、受ける方から申しますと、将来よくなるという期待は持たれるが、少くとも不満であつても、この制度が今年限りで終つてしまふという不安よりは、この制度は、よくても悪くてもこれは続く。よりよいものが将来出て改善されるということ、国民は期待するものでありましようけれども、この程度のもので、今年限りで終つてしまふということは、私は必ずしもいい感じを與えるかどうかという点に、疑問を持つものであります。

○堤委員 私の申し上げておりますのは、当然今年限りこれを捨ててしまつて、来年はなくなつてしまふという不安を與える意味のものではなくて、この法律案は最低の今年限りにして、さうによいものを来年は充実するといふ意味の私の意見でございすから、その点はひとつ誤解のないように願ひたいと思ひます。

それから、ここで青柳委員が御質問になりましたことに対して、この法案

の性質は、大体援護であるということをお答えになつております。甲意を含んだ援護——もちろん言葉の中には、国家の義務としてやるべきものだがという言葉もございしましたが、あくまでもこれは援護であるといふふうに大臣はお答えになつておるのでございす。が、この法律の性質というものは、国家公務によるところの死亡、傷害者、犠牲者というものの対しまして、私の考えますところでは、援護といふところの精神であつてはならないといふふうに考えるのでございす。御存じのように、国家公務によるところの人たちに対する災害法的な性質のものである。それからさらに恩給法によつて保障しておりますあの保障的なものである。でありますから、この「ほしやう」に二つあります。補償の補償と社会保障制度の保障、この二つの建前に立つて国家公務に殉じた人たちに、私は補償をなさなければならぬと思ひます。大臣は、援護といふことを御主張になつておるのでございすが、この点もう一度はつきり大臣の御答弁を承りたいと存じます。

○吉武國務大臣 私は最初に申し上げましたように、援護という言葉を使つておりますが、これはやはり国家の義務としてやるべきものである。従つて国家補償的な観点の上に立つての援護であるといふことを説明しているのであります。そこで国家補償という言葉になります。昔の恩給法は扶助といふ言葉を使つておる。この扶助といふ言葉は、やはり国家補償から来た扶助ではないかと私は思ひます。それで扶助といふ言葉を使つたら補償でないといふふうには私は理解してないの

であります。従つて援護という言葉を使ひましても、それはやはりどこから来るかといへば、ただ困つてゐるから救つてやうという観念でないことはもちろんであります。国家の義務として国家にささげられた犠牲者に対して、国家が補償的な考えをもつて援護をすることは、私はさしつかえないのではないかと思ひます。それで今までの世間に使われてきた過去七十年間の状況を見ましても、世間では遺族を何とかして援護すべきではないかといふことからは、遺族援護という言葉は、ずいぶん私は使われて来たのではないかと思ひます。それでこの援護といふことが、国家補償的な観点から出ないといふことになれば、お説のような議論が出るかも知れませんが、これは当然国家がこの犠牲者に義務としてやるべきものであるという観念におきましては、私はかわりない、こう思つております。

○堤委員 もちろん非問援護という言葉は使われておりましたけれども、私たちがこの法律案を審議するにあつては、私はあくまでも援護という言葉は、国会議員自身が殉じ去るべき言葉であると考へております。援護とは、極端に申しますれば、慈善、憐憫の延長に誤解されやすい言葉であります。大臣はこの戦傷病者遺族等援護法案といふことで、この法案に援護という言葉をお入れになつておるのでありますが、私は補償法案に訂正されるべきではないか、かように考えるわけでありましたが、その意思はさらにございせんか。

○吉武國務大臣 私は援護という言葉で出る方がいいのじやないかと思つて

おります。というのは、内容的に補償といへば、補償に足るものでなければ——ただ名前だけ補償と言つても、實際の内容は大して充実していないものだといふことよりも、私は率直に、気持は遺族族に対して国家、国民として援護するといふ言葉の方がいいのではないか、かように私は感じております。

○堤委員 これ以上は意見にわたらずして、対立いたしますから、私の足りない点はまた岡委員からさらに掘り下げていただこうと思ひますが、そこでこの遺族援護の法律を適用される対象の問題でございす。昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日、いわゆる太平洋戦争の期間に限られてゐるのでございすが、御存じの通り日華事変の当初から戦死した人たちは、また遺族族、戦傷者等を検討してみますと、相当の数を加えるのでございまして、これが対象になつておらないので、これに對しまして、大臣の御説明を承りたいと思ひます。

○吉武國務大臣 實は年金の方は、もちろんずつと前から出すことにしております。十六年の十二月八日以後ではございせんが、年金はそれ以前の遺族に全部出ております。ただ一時金の分の公債の分は、御承知のように日華事変までは、大体完全に一時金のようなものが出ておつたように存するわけでありませう。十六年十二月八日以後の太平洋戦争の最初のころは出ておりましたが、中途から出なくなつてゐる。そこでどこから区切るかということになりませう。問題がありますので、まあ、一度出なかつたところの十二月八日からの太平洋戦争に限つたら

おられます。というのは、内容的に補償といへば、補償に足るものでなければ——ただ名前だけ補償と言つても、實際の内容は大して充実していないものだといふことよりも、私は率直に、気持は遺族族に対して国家、国民として援護するといふ言葉の方がいいのではないか、かように私は感じております。

○堤委員 これ以上は意見にわたらずして、対立いたしますから、私の足りない点はまた岡委員からさらに掘り下げていただこうと思ひますが、そこでこの遺族援護の法律を適用される対象の問題でございす。昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月二日、いわゆる太平洋戦争の期間に限られてゐるのでございすが、御存じの通り日華事変の当初から戦死した人たちは、また遺族族、戦傷者等を検討してみますと、相当の数を加えるのでございまして、これが対象になつておらないので、これに對しまして、大臣の御説明を承りたいと思ひます。

○吉武國務大臣 實は年金の方は、もちろんずつと前から出すことにしております。十六年の十二月八日以後ではございせんが、年金はそれ以前の遺族に全部出ております。ただ一時金の分の公債の分は、御承知のように日華事変までは、大体完全に一時金のようなものが出ておつたように存するわけでありませう。十六年十二月八日以後の太平洋戦争の最初のころは出ておりましたが、中途から出なくなつてゐる。そこでどこから区切るかということになりませう。問題がありますので、まあ、一度出なかつたところの十二月八日からの太平洋戦争に限つたら

○吉武國務大臣 私は援護という言葉で出る方がいいのじやないかと思つて

○吉武國務大臣 私は援護という言葉で出る方がいいのじやないかと思つて

○吉武國務大臣 私は援護という言葉で出る方がいいのじやないかと思つて

○提委員　それでは太平洋戦争以前の一
時金に対する細部にわたつた報告につ
いて、事務官から答弁をしていただく
きたいと思いますが、さらにもう一点
詳細にお伺いしたいのは、実は沖繩
に遺族が三十万あるのでございま
す。それから奄美大島に戦死者が一
万二千で、これは遺家族六万人と言
われるのですが、この人たちに對して
は、大臣はどういうお扶持を待つて
おられるのか、御答弁を願ひたいと
思います。

○吉武國務大臣　御承知のように、まだ現在沖繩及び奄美大島は、日本の内地の法律の適用がございませんので、やむを得ないを得ないのではないか、かように存じております。

○堀委員　ただいまの大臣の御答弁が、やむを得ないのではないかと。いうことでは、この遺家族、戦死者に対するとところの法案を出しになる大臣としては、あまりにも無責任な御答弁ではないかと思ひます。私は、大臣が何から努力をなさつておつたのではないかと思うのですが、そういうこともないのでございますか。行政的な支配下になるから、初めからすつつかかり捨て、今まで忘れておいでになつたのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

○言武国務大臣　そうではございませんので、実は適用をしたいと思ひますが、遺憾ながら日本の法律は日本の範圍内だけにしか今適用がございませぬので――ようやく先般小島村だけは解

○委員 私は政府が待つておられるところの外交権によつて、これに対して当然政府として責任を待つてお考えにならないけれども、問題ではないかと思ひますし、さらに余地があらうかと思ひますから、御研究を願ひたいという希望を申し添えておきたいと思ひます。

それから次に、もう一つはつきりいたしませんが、承りたいのは、非常に重要な問題でございますが、生活保護法と本法との関連でございます。大臣は青柳委員の質問に対して、運用の点で考慮を拂うというところの抽象的な御答弁になつておるのであります。しかし、これは実際当面して参りますと、はたして大臣がおつしやるよ

うに、運用の点で考慮を拂うというところが地方において行われておるかどうか、現在までの生活保護法の運用を考えてみますときに、非常に前途暗澹たるものがあるのでございます。抽象的なお言葉でなしに、生活保護法と本法との関連について、かくくしかんくにおいて末端までかくのごとき補償の手が延べられるということを、抽象的にでなしに、もう少し大臣に御答弁を承たいと思います。

○吉武国務大臣　御承知でございますようが、生活保護法の建前から申しま

すると、嚴格に言えば、差引かざるを得ないのであります。いくら遺族であるからといって、遺族だから差引かなる、遺族でない者は差引くというふうなことは、これは建前から来られる

真正面から言われますと、生活保護法の建前からは、どうしても差引かなければならぬという議論になるかもしれないが、そこを皆様方の御了承を得られるものと考えまして、運用の面で手かげんをしよう、かように存じおる

わけであります。その趣旨の徹底につ
きましては、これはそうえてかつてな
ような、地域によつて遠うようなこと
はできませんから、大体標準を定めま
して、趣旨の徹底をはかるべきこと

置ができます」といふことは明白であります。

○提案員 この生活保護法との関連の問題は、私たちが小委員会において、各委員が審議いたしましたときにも、法律ができてから大してありがたくなまいという結果に終る人たちが、相当出るのではないかというので、私たちが非常に憂慮した問題の一つでございます。

そこで、大臣がそういうふうに考慮をなすに、拂うという答弁をなさなくても、末端においては、なか／＼行き届いた処置ができないといふことは明白であります。

でございますから、生活保護法自体の改正を、本法と関連してしなければならぬ必要が起つたときには、あるいはしてもよいというような考えを政府ではお持ちになつてゐるかどうか。

○**畑田委員** 今、堤委員が、お聞きになりました生活保護法との関係で、大臣はこれは予算委員会以来、しばしば運用の面で考えるとか、実情に即してやると、お答えになつておりますけれども、どの程度、どういうふうな実情に即してやられるかということの例として

て、ひとつお聞きしたいのですが、大臣も御承知のように、この四月一日からは、生活保護法が改正されて、五人世帯では七千円までの基準がとれることになっておるわけです。これは

何も恩恵でも補償でもなんでもなくて、法律の明文にはつきりうたわれてあるように、日本人としての権利として、七千円までの最低生活の保障ができることになつておるのであります。ところが、今回の援護法によりますと、援護という名目によつて、御承知のように、両眼を失明したとか両手がないとか、両足がないとかいうような、癡ていなければならぬ病人に対して、月に五千五百円の年金しか出ておらないのであります。日本人であれば、そういう病人ならば、扶養家族が

あれば当然七千円はもらえる。現に私は、そういう人が七千円もらつておるかもしれないと思うのです。ところが、今度の援護法では、少くとも国家が補償するというのが精神だとおつし

田は当然加算されないと起うのですか
 こういふ場合いかがお考えでございま
 しょうか、それをひとつ伺いたいと思
 います。

○吉武国務大臣 例をおとりになりま
 したが、たとえば七千円もらう人が今
 度の特項症で五千五百円もらう、これ

を全然考慮しないということになれば、七千円から五千五百円を差引かれ
ますから、手元には千五百円しか残ら
ないということになる。そうすると
もらつてももらわなくても同じだとい
うことになる。それではお気の毒だか
ら、私は先ほど申しましたように、相
当の考慮を拂いたい、こう言つてい
るのです。考慮を拂うのだつたら全額考
慮を拂つたらどうか、そうすると七千
円に五千五百円というものは全然二
建て両方とももらえる。そういう建
前にしますと、これは生活保護法の建
前から、必ずしもそう納得ができるかど
うか。この援護法の方で——生活保護
法というのは、實際生活に困るという
その限度において出すという建前にな
つておる法律なのです。その建前にな

ついている法律に、その収入というものを全然差引かないで、別途にまた出るのだということは、生活保護法の建前からいえば、私は無理じゃないかと思ひます。そこで、こういう問題は、あ

まうりくつにこだわらないで、常識で考慮をして行くというところが、国民の大体納得されることではなからうか。どれくらい考慮したらいいかというところは、これは私はその相手方の実情によると思うのであります。たとえば、特項の方と、それからそうでない指を多少けがをされたというものも同じ率で考慮するということは、これはかえつて国民の常識ではない。特項の方には十分の考慮を拂ひ、そうでないものは、それほど考慮を拂わなくてもいいということが常識じゃないか、私はかように存じているわけであります。

○市田委員 それと同じことを二月五日の予算委員会の答弁以来、厚生大臣は答えておいでになるのです。それで、問題が少しも解決されないから、私はお聞きしているものであつて、それは、もうすぐこの法律は四月の一日から実施されるのですが、どういふ具體的なやり方でもつてやるかといううなことを、一実施される部分にまかせますれば、これはもう至るところで問題が起つて、十分その本人がやうて行けるというようなことは、とうてい保障できないと思ふのです。ですから、少くとも生活を十分やつて行けるという保障は、必ずこれで與えられるというようなことを、たとえばどういふ場合にはどういふふうな考慮をやるというような、何かもう少し具體的な條項がなければ、納得行かないと思ふ。本来から言へば、私は少くとも傷病軍人に対する優遇の年金というものは、七千円という現在の生活保護法は、健全な人でもとうていちやんとした生活ができない基準なのですから、これを

標準にして行くというようなお考えが、大体間違つていふと思ふのです。今、私は関連質問でお聞きしているのは、私はこの問題は、自分の本番ではもつとお聞きしたいと思ひますが、今はそういう意見だけ申し上げておきます。

○堤委員 昨日から大臣の御答弁を開いておられます。たとえば障害者の問題に關しまして、特別優先的に雇用するといふ法案に対して、大臣が反対をされておられるという青柳委員の質問、それから、たゞいまの生活保護法の抽象的な御答弁に対するところの私の質問に對しましては、非常に人間的な行き方を、まわりの同情すれば、そんなに何も法律をまつところから振りかざさなくとも、常識の問題で片づけられるのだといふことを大臣はおつしやいます。もちろん、私たちもそうありたいし、国民の輿論もそうありたい。それでなければならぬのは、當然のことでありませうけれども、現実の生活保護法の運用の現況を見ます場合に、實際にはそう行つておられないのでございませう。従つて私は、政府から積極的な手が打たなければならぬと考へるので、かような質問をしておるのであります。大臣は、そこをどう考へるに、法をまつところから振りかざさなくとも、障害者は社会の中でカバーせられる生活保護法との関連において起る問題も、法の運用の点で考慮を拂うといふ、通り一べんの委員会での抽象的な御答弁で、運用の万全を期せられるとお考えになつておられるのであります。この点は、全国をおまわりになつてもおわかりになつておるで

しょうが、ボーダー・ラインに泣いておる人や、生活保護法の運用がいかに悪平等になつておるか、實際具體的な例があるのではありません。こういう点から考へまして、私はこの十分でない援護法、遺家族傷病軍人に対する法律に對しましては、何か横から十分な手が積極的に打たなければならぬと考へますので、かような質問をするわけでありませう。生活保護法と本法との関連については、大臣のたゞいままでの御答弁のようなお考えでは、われわれの望む遺家族への援護は、十分とはいえないといふことをここで一言つけ加えて、御参考にしていただきたいと思ひます。

そこで、もう一つお尋ねしたいのは、遺児の育英の問題であります。これは文部大臣並びに文部関係の方に、青柳委員からも御質問がありました。が、遺家族の援護の問題を考へると、その大半七〇％は、残された遺児の問題であると思ふ。その残された遺児の問題のうち、ことに大切なのは遺児の育英であります。国家公務によつて父を失つてしまつたものであるならば、少くとも義務教育、その才能に應じて高等教育、専門の大学教育などに進まんとする者は、当然国家の全額負担においてなされなければならぬといふことが、この法律の中にうたわなければならないことを、私は長年主張して参りました。これは委員会におきまして、皆さんそういうお考えであつたと思ふのであります。残念ながら六千八百萬何がしの金で、大学において、高等学校においては、こゝろ、小中学校においてはこゝろといふことを、昨日大臣はパーセンテージで御

説明になりましたけれども、これは決して遺族援護の目的を果す方策ではないと考へますので、遺児の育英に關して、この法案が成立するまでに、大臣は文部大臣並びに大蔵當局といかなる交渉をなされたか、この点についてひとつ納得の行く御説明を願ひたいと思ひます。

○吉武國務大臣 この問題はすでに予算化されて、来年度においては六千八百萬圓でございまして、この育英費が組まれておるわけでありませう。これが少いというお説は、私も少いと思ひますが、今日の財政の上におきましては、やむを得なかつた数字だと考へておる次第であります。

○堤委員 文部大臣並びに政府の立場からおつしやいますれば、さうなことになると思ふのでありますが、私は少くとも義務教育ぐらいは、全額国庫負担を、この法律案の中にうたうべき精神で盛られなければならぬものでないかといふことを主張するものでございませうが、大臣にはさうした点の意思は最初からなかつたと解釈してよろしゅうございませうか。

○吉武國務大臣 これは育英費ばかりではございませう。少いといふことは、たゞし／＼申し上げております。ことに、全体について決して十分な満足の行くものとは考へておりませう。

○堤委員 十分でないにも、程度があるのでございまして、遺児に対する政府の人たちの思いやりのない、誠意がないといふ一語に盡きると、私は思ふのであります。予算全体を見渡しますれば、衆議院でも論議になりましたが、非常にいかかと思ふところの予算が、非常に盛りに盛りに組まれて

おりながら、社会的な問題としてつくられるこの法律案の中に、遺児育英について、義務教育費全額国庫負担の政府の責任もうたわなかつたといふことは、私は厚生大臣として大きな責任があるのではないかと、かように思ふわけでございます。この点は、大臣は残念なだけで、義務教育をこの中にうたうべきであるという信條をお持ちにならなかつたように、私は今までのお態度で拜見するのでございませうが、この点、あらためて遺児の育英に對して、六千八百萬でなしに、さらに推進されることができ得るならば、補正予算においてでも何とかなさるような御意向があるか、またその交渉をなさりつつあるか、その点を伺つておきたい。

○吉武國務大臣 今年の予算においては、やむを得ないと思つております。將來の問題につきましては、もちろん努力するつもりであります。

○堤委員 遺児の育英の問題に關しましては、また後ほど文部當局がおいでになりましたとき、逐條審議の際にでも織り込んで、さらに御質問をしたいと思ひますので、この程度で私の質問はとどめておきますが、さらにもう一つお聞きしたいのは、公債の問題でございます。この公債に關しまして、一昨日の青柳委員の質問に對しまして、大蔵當局から御説明があつたわけでございます。これは、大臣もさうだと思つしやるかも知れませんが、政府は、この公債がなるべく市場に出ないよう考へて、さうして十年還付を計画しておる。しかも特別なケースに對しては、五年還付という手も考へておるといふ御答弁があつたのでございませう。これは私たちから考へますれば、非常

際に申し上げたことである。つまり、おれは、おれが得なく軍人、軍属の恩給の復活に努め、つぎまして、まことにお氣の毒なような措置をすることになったのであります。一方におきまして軍人、軍属及びその遺家族の方々をこのまま放任することはできないから、つなぎとして、政府としては援護的な措置を別にやることになつてゐる、こういうふうな説明をいたしましたのであります。私ね、このつなぎとしての意味にしか考えておりません。しかし、今お話のありました援護法案の中の一時金でございしますが、それに つぎましてどういう性格のものであらう。どんなものであるか、ということにつきましては、これは政府委員の方々からいろいろ御説明申

し上げてあると思いますが、なおこの審議会における審議の経過というものを十分に参考にして、この恩給法特例審議会における庶務の職員としての役割を果たして行きたいと思つております。

○岡(厚)委員 二十五日と二十六日の公聴会に、ぜひとも参考として承つておきたいので、この機会に局長から資料を御提出願いたいと思つたのです。第一は、勅令第六八号によつて提示されている軍人ないし準軍人の恩給あるいは扶助料、その他の諸公の給與についてはありますが、その總額は即時復活活額とするならば、大体どれだけの額であるかということ。それからこれらの恩給権者と思ひますか、受給権者は、軍人について将官級は何名であるか、佐官級は何名であるか、また尉官級は何名であるか、その他一般兵、特に特務曹長は何名であるか、その總員におけるパーセンテージはどれだけ

であるか。かつまた将官、佐官、尉官、特務曹長及び一般兵において、その受くべき恩給の額は、これを文官並にベース・アップして、現在支給されておる文官の恩給ないし扶助料に換算した場合においては、それ／＼いかにば、あるかという点。この点を、たいへんごめんどうなことをお願いいたしますが、ひとつぜひとも資料として御提出願いたいと思います。

それからお、この機会に承つておきたいのでありますが、一昨日の青柳委員の質問に對しましての青野官房副長官の御答弁では、恩給に關する特例は、審議會を設けて、一箇年間その実施は延期しつつ、その間の審議會を通じて慎重に審議をして、何となく復元的措置をいたしたいということを申し出ておられましたことは、あなたも御同席でありますから、御記憶のことだと思います。ところが、きよう、あるいはまたこの法律案の提出に際し、提案理由の説明として吉武厚生大臣の言われておるところによれば、提案理由の説明書にも書いてあるように、国家補償の概念に立脚して援護を実施するとうたつておる。そこで私も局長に教えていたのですが、恩給法というものは、どちらかと言えば、その対象を国家公務員とする、しかし今日一般民間産業労働者等にも使われておるような養老手当、あるいはまたその死亡に基く遺族への手当というふうないわば社会保障的な性格を持つたものじやないかと思ひます。ところが、吉武厚生大臣の提案理由の説明によると、国家補償と言われます。そういういたしますと、国家公務員災害補償法における補償という概念になつて来る。

そこで社会保障的な概念と国家補償的な概念、この概念というものは、これは、もちろん切り離して論議するということでは、概念の遊戯になるのであります。これも、相併合され、また統一されなければならぬものであり、またそういう心組みで実施されなければならぬと思ひます。現在の恩給法というものは、やはり厚生年金保険との健康保険に伴つて実施されておるところの遺族に對するいろいろの補償とか、労働者災害補償保険法に基くところの遺族補償なり、あるいはその事故に基く身体障害者への補償、こういうものを含めたもので、社会保障的な性格を持つておるのじやないかというふうに私は考へておるのでありますが、そういう私の考へについて、局長の方から御正をいただければけっこうだと思ひますので、その辺のところをお教へを願ひたいと思ひます。

○三權政府委員 私、お教へするより資格もありませんが、私の意見を申させていただきます。その前に、統計のことにつきましての御希望でございます。統計の資料につきましては、私は、是れを得るだけ御希望に沿うような資料を差上げたいと思ひます。ところが、実は今御要求のありました資料は、非常に確信を持つてお手元に差上げるのには、私は躊躇せざるを得ないような状態なのでございます。と申しますのは、今もあれこれと調査しておるわけでございます。なおこの四月からも、私、各府県に依頼をいたしまして、私は私としての立場から、なお正確を期したところの統計の資料を求めんとしつゝあるような実情でございます。

ます。そこで今お話になりましたように、将官何人、佐官何人、尉官何人、特務曹長何人というふうな正確な資料を差上げることができないことを、私、非常に申訳ないと思ひます。私、今、もちろん、大まかな大體何人ぐらゐというところは、申し上げられるのでございますが、非常に、申し上げられる統計と仰せられると、困るのでございまして、なおあとでよくお打合せをいたしまして出させていただくことにしたいと思います。

それから、今の恩給法の性格とか、理念の問題についての私の意見を求められたわけでございますが、今のお言葉にありました社会保障的な性格というお言葉につきましては、どういふふうにおそれを解してよいのか、それをまず私は疑問に思つております。昔、社会保障とか社会保障的とか、いろいろお言葉を耳にするのであります。が、そのたびに、私が社会保障というもののついで、はつきりしたものを、つかんでおればよいが、いろいろ／＼な人によつていろいろ／＼なことが言われておりまして、ある場合においては、私の考へておるようなことと同じような意味で言われている場合もあるものであります。が、そうでない場合もあります。しかし、それはそれとして、一応現在の恩給制度が制定された時から今日まで、政府責任者においてどういふふうにして説明して来ているかというふうなことを簡単に申し上げまして、御参考

に供しておきたいと思ひます。恩給の考へ方は、法理的と申しますか、申し上げますれば、国家公務員が公務に従事したために、その在職中に

受けた経済的な獲得能力というか、稼働能力というか、その減耗に對する補償として出されておるものと私たちは考へております。従つて、たとえば国家公務員が右の腕なら右の腕をなくしたときにおきましては、これは右腕がなくなつたために、急激に経済的な獲得能力が減耗するのであります。それを補償するのには、そこに傷病恩給というものが考へられておる。これは急激に経済的な獲得能力の減耗を来した場合でございます。それから、長年在職してございまして、国家に使用されてしまつたというふうな場合におきましては、経済的な獲得能力が長期間に徐々に減耗して行つてしまつた、こういうふうに一応理論的には考へるのであります。長年在職によつて退職する場合におきまして、また傷病者が急激に経済的な獲得能力が減耗した場合におきまして、一貫した一つの考へ方に基いて補償的な制度として恩給制度を立てておるものと考えております。

○岡(良)委員 そりしますと、問題は、国家公務員の身分にある者が、経済能力の減耗と仰せられますが、ある意味においては、これはただちに生活能力の減耗にも結びつくわけですから、生活能力の減耗に基く事故によつて生活能力が減耗した場合においても、長い年月の在職をもつてしても、そういうことは起り得る。それはいわば老年という事態が起つた場合であります。あるいは疾病とか、あるいは公務に基く傷害によつて急激に起つた場合、いわゆる生活能力が極度に、徐々に、とにかく実質的に低下した場合に、国家公務員の身分にあるがために、国として

は、義務としてこれらに對してその低下した能力を補填する意味における支持を與へ、恩給とか年金とか扶助料とかを與へる、こういうことなんですか。そうすればわれ／＼のいう社会保障の概念と、あまりかわらないと思ひます。そういう程度でありがどうかございました。

○大石委員長 松谷君。

○松谷委員 他に問題も出て参りましたから、次に一緒にいたします。

○荻田委員 恩給ということである以上、たゞいま局長も申されたのです。が、これは、そういう在職期間中の給料というふうなものが当然加算されて、新しく出ると思ひます。一応階級別の範圍は、どの程度に狭められるか知りませんが、今交付されているものより、一応下まわつたものになると考へられますが、そういう構想でおいでになるわけですか。

○三權政府委員 今のお尋ねは、今度軍人、軍属の恩給を復元する場合においては、今荻田委員の構想のもとに私が処置をして行くかどうかというふうな御質問だと思ひます。ところが、私はそういうふうな自分の私見は入れません。恩給制度について、従来からこの制度はどういふふうになつておつたかというふうなこと、あるいはまた現在どういふふうな意味で運営されておるかというふうなこと、文官について、あるいはまた軍人遺族扶助料が廃止せられてから今日までの状況はどうなつておるかというふうなことは、おそらく審議會の委員の方から尋ねられるだろうと思ひますが、そういうときには、私は自分の意見を虚心坦懷に申し上げて、実情を説明いたしますけれども、し

かしその申し上げたことが、どういふふうに審議会上に取上げられて行くかということは、別だと思つております。私の私見をもつて審議会を自由にひっぱりまわす、そういう考えは、今のところ全然もつておりません。

○菊田委員　そういった場合に、在職中の賃金の相違というふうなものを全然考慮しないということ、新しくできる法が恩給という名にふさわしいかどうか。これは局長の職責においてになる方の御意見ですが、それをお聞きしたいと思ひます。

○三橋政府委員　私は理論的な問題といたしましては、恩給というものは補償という性格のものである以上は、どういふふうに補償するかということが、問題になるだらうと思ひます。そうしてそれは先ほど申し上げましたところの経済的な獲得能力の減耗といひましても、人によつて違ひのはあたりまえだと思ひます。理論的にはいろいろ違ひのあたりまえであります。その違ひのあたりまえをはかるのさしを、今度はどんなものを持つて来てはかるといふことに、技術的にはなつて来ると思ひます。そうしますと、俸給とか在職年数とかいふものが、一つの結論としてものさしになつてくるのじやないか、私は理論としてはこう考へておるのでございます。しかしながら、今度は實際の面において、限られた制約下において、この理論を實際にどういふふうにして行くかといふことは、また別の問題になつて来ると思ひます。だからそういう場合には、過渡的な制約におけるやむを得ない措置として案が考へらるべきものだ、私はこう思つております。

○大石委員長　本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

〔参照〕

船員保険法の一部を改正する法律案

〔内閣提出に關する報告書〕

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月二十七日印刷

昭和二十七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所